

2024年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定

2020年	4月	2日	制	定	2022年	6月	1日	施	行
2020年	7月	30日	改	正	2022年	8月	2日	改	正
2021年	1月	1日	施	行	2023年	1月	1日	施	行
2021年	4月	21日	制	定	2023年	3月	23日	改	正
2022年	1月	1日	施	行	2024年	1月	1日	施	行
2022年	3月	28日	改	正					

第1章 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、2024年（以下「当該年」という。）のジムカーナ／ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定を制定する。

日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技は「F I Aの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJ A Fの国内競技規則とその細則（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。

第1条 選手権の種別および区分

1. 日本ジムカーナ選手権

- 1) 全日本ジムカーナ選手権
- 2) 地方ジムカーナ選手権

地方選手権区分は国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による。

ただし、J A Fの承認を得て、隣接する行政区画にあるスピード競技公認コースで開催することができる。（例：関東地方選手権を中部地方で開催する場合。近畿地方選手権を中部地方で開催する場合。）

2. 日本ダートトライアル選手権

- 1) 全日本ダートトライアル選手権
- 2) 地方ダートトライアル選手権

地方選手権区分は国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による。

ただし、J A Fの承認を得て、隣接する行政区画にあるスピード競

技公認コースで開催することができる。(例：関東地方選手権を中部地方で開催する場合。近畿地方選手権を中部地方で開催する場合。)

第2条 選手権競技会の格式

全日本選手権競技会の格式は国内競技とする。

地方選手権競技会の格式は準国内競技または国内競技とする。

第3条 選手権競技会の数

1. 全日本ジムカーナ選手権競技会の最大開催数は8大会、全日本ダートトライアル選手権競技会の最大開催数は8大会とする。

なお、国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による地域毎に1競技会の開催を原則とする。

2. 地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会は、各々最大開催数を10大会とする。

第4条 オーガナイザー

全日本選手権：公認団体、公認クラブまたは加盟クラブが組織できる。

地方選手権：公認団体、加盟団体または公認クラブ、加盟クラブが組織できる。

第5条 選手権の申請資格

下記のいずれかの条件を満たすこと。

1. 全日本選手権：

本選手権カレンダー登録申請締切日までに当該競技種目の全日本選手権、JAFカップを1回以上、または地方選手権を3回以上開催した実績のあるもの。

2. 地方選手権：

1) 上記1. の全日本選手権申請資格のあるもの。

2) 本選手権カレンダー登録申請締切日までに当該競技種目の地方選手権競技会を1回以上開催した実績のあるもの。

3) 本選手権カレンダー登録申請締切日までに地方格式以上の当該競技

種目の競技会を3回以上開催した実績のあるもの。

※共催について：

上記1. または2. の申請資格を満たすクラブ（団体）と申請資格を満たさないクラブ（団体）の共催による申請は3クラブ（団体）以内であれば認められる。

この共催によるオーガナイザーの実績は、上記1. または2. に定める開催実績として認める。

第6条 選手権の登録申請

選手権の登録申請は、国内スポーツカレンダー登録規定に従いカレンダー登録申請し、同時にJAF所定の申請書に従って以下の事項を記載ならびに添付して提出すること。

なお、全日本選手権の登録申請は、競技種目毎に1クラブ（団体）1申請までとする。

1. 選手権の開催月日、種別、区分、およびクラス区分
2. 選手権の開催場所
3. コース公認申請者の同意：

カレンダー登録申請時点で当該選手権開催に有効なコース公認許可証を所持しているコース公認申請者の同意を必要とする（カレンダー登録申請者の競技会開催日に関する同意欄を使用することとする）。

4. その他必要事項

第7条 選手権開催日程

全日本選手権：当該年の1月1日～10月第2日曜日

地方選手権：当該年の1月1日～10月第1日曜日

第8条 選手権の認定

J A Fは、当該選手権として申請された中から日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会に適合する競技会を当該選手権競技会として認定する。

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、開催日程を含め選手権競技会に関するJ A Fからの指示事項に従わなければならない。

J A Fは競技会終了後選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

第9条 選手権競技会の公示

J A Fは、認定された選手権競技会を、当該年度の始めまでに公示する。

第10条 選手権競技会の組織許可申請

選手権として認定された競技会は以下の期日までにJ A F所定の書式により組織許可申請書類をJ A Fに提出しなければならない。

1. 全日本選手権競技会は開催日の3ヶ月前まで。
2. 地方選手権競技会は開催日の2ヶ月前まで。

第11条 参加車両

1. P車両：

当該年度J A F国内競技車両規則（以下「車両規則」という。）第3編スピード車両規定に定めるスピードP車両（P車両）に適合したものとす。

2. P N車両：

F I A公認車両、J A F公認車両またはJ A F登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードP N車両（P N車両）に適合したものとす。

3. N車両：

F I A公認車両、J A F公認車両またはJ A F登録車両で、当該年度

車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードN車両（N車両）に適合したものとする。

4. B車両：

当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードB車両（B車両）に適合したものとする。

5. SA車両：

当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSA車両（SA車両）に適合したものとする。

6. SAX車両：

当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSAX車両（SAX車両）に適合したものとする。

7. SC車両：

FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSC車両（SC車両）に適合したものとする。

8. D車両：

当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードD車両（D車両）に適合したものとする。

9. AE車両：

FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードAE車両（AE車両）に適合したものとする。

第12条 選手権のクラス区分

1. 日本ジムカーナ選手権

1) 全日本ジムカーナ選手権：

下記の通りクラス区分される。

P・AE1クラス（PE1）：電動パーキングブレーキが装着されたP・AE車両。

P・AE2クラス（PE2）：自動変速機付の車両で2輪駆動のP・AE車両。

PN1クラス（PN1）：1500cc未満で前輪駆動のPN車両（FIA/JAF公認発行年ま

または J A F 登録年が 2 0 1 8 年 1 月 1 日以降の車両)

PN 2 クラス (PN 2) : 1 5 0 0 c c 未満で後輪駆動の PN 車両 (F I A / J A F 公認発行年または J A F 登録年が 2 0 0 7 年 1 月 1 日以降の車両)。

PN 3 クラス (PN 3) : 1 5 0 0 c c 以上で 2 輪駆動 (F F / F R) の PN 車両 (F I A / J A F 公認発行年または J A F 登録年が 2 0 0 7 年 1 月 1 日以降の車両)。

PN 4 クラス (PN 4) : PN 1 クラス、PN 2 クラス、PN 3 クラスに 該当しない PN 車両 (F I A / J A F 公認発行年または J A F 登録年が 2 0 0 7 年 1 月 1 日以降の車両)

B・SC 1 クラス (BC 1) : 前輪駆動の B・SC 車両。

B・SC 2 クラス (BC 2) : 後輪駆動の B・SC 車両。

B・SC 3 クラス (BC 3) : 4 輪駆動の B・SC 車両。

2) 地方ジムカーナ選手権 :

下記・または・の何れかのクラス区分とする。

- ・全日本選手権と同クラス区分
- ・開催地域別に任意に設定されるクラス区分

※次の a. ~ c. の要件全てを満たし、J A F の承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、a. ~ c. の要件の何れかでも満たすことができない場合は、上記・の全日本選手権と同一クラス区分とする。

- a. クラス区分は最大 1 4 区分以内とすること。クラス区分に際しては、異なる車両 (P、PN、N、B、SA、SAX、SC、D、AE) を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別 (前輪駆動、後輪駆動、2 輪駆動、4 輪駆動等) によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。

さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第 3 編

スピード車両規定第2章～第7章、第10章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。

b. 同一地域の地方選手権を構成するオーガナイザー全ての同意を得ること。

c. 上記a. およびb. について、当該年の前年の11月15日までに、その内容を記した書面をJAFに提出すること。

2. 日本ダートトライアル選手権

1) 全日本ダートトライアル選手権：

下記の通りクラス区分される。

P・PN・AE1クラス（PNE1）：

自動変速機付の車両で2輪駆動のP・PN・AE車両。

P・PN・AE2クラス（PNE2）：

自動変速機付の車両で4輪駆動のP・PN・AE車両。

PN1クラス（PN1）：気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両。

PN2クラス（PN2）：気筒容積1600ccを超える2輪駆動（FF）のPN車両。

PN3クラス（PN3）：気筒容積1600ccを超える2輪駆動（FR）のPN車両。

Nクラス（N）：N車両。

SA・SAX1クラス（SA1）：2輪駆動のSA・SAX車両。

SA・SAX2クラス（SA2）：4輪駆動のSA・SAX車両。

SC1クラス（SC1）：2輪駆動のSC車両。

SC2クラス（SC2）：4輪駆動のSC車両。

Dクラス（D）：D車両。

2) 地方ダートトライアル選手権：

下記・または・の何れかのクラス区分とする。

- ・全日本選手権と同クラス区分
- ・開催地域別に任意に設定されるクラス区分

※次の a. ～ c. の要件全てを満たし、J A F の承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、a. ～ c. の要件の何れかでも満たすことができない場合は、上記・の全日本選手権と同一クラス区分とする。

a. クラス区分は最大 11 区分以内とすること。クラス区分に際しては、異なる車両（P、PN、N、B、SA、SAX、SC、D、AE）を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別（前輪駆動、後輪駆動、2 輪駆動、4 輪駆動等）によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。

さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第 3 編スピード車両規定第 2 章～第 7 章、第 10 章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。

b. 同一地域の地方選手権を構成するオーガナイザー全ての同意を得ること。

c. 上記 a. および b. について、当該年の前年の 11 月 15 日までに、その内容を記した書面を J A F に提出すること。

第 13 条 参加資格

当該年度有効な競技許可証所持者とする。

第 14 条 参加台数

各選手権競技会の参加台数は原則として制限しない。

第 15 条 選手権シリーズおよび選手権競技の成立

1. 選手権シリーズの成立

第 12 条で定められた各選手権競技会が当該年度で本条 2. に従って 3 回以上開催されなければ当該各クラスの選手権シリーズは成立しない。

2. 選手権競技の成立

1) 全日本選手権は、各競技会において各クラス 5 台以上の出走を以つ

て成立する。

2) 地方選手権は、各競技会において各クラス3台以上の出走を以って成立する。

第16条 選手権競技会の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、登録された選手権競技会が延期、中止、開催不能の場合、その開催日の2ヶ月前までに理由を付してJAFに届出を行い承認を得たうえで、必要な公示を行わなければならない。

正当な理由なく認定された選手権競技会を中止、または開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

また、JAFは組織許可申請以前の中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第17条 規則違反

1. 選手権競技会に適用されるすべての規則または規定に対する違反があった場合、JAFは当該違反者に対し罰則を適用する。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定されたドライバーは、当該年度の全得点が無効となる場合がある。

第18条 選手権保持者の認定

1. JAFは第12条の各クラスの最高得点者を日本選手権保持者として認定する。
2. 得点合計の対象は、選手権として成立した当該クラスの競技会の70%（小数点以下四捨五入）とし、高得点順に合計する。ただし、開催された当該選手権クラスの競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象となる。
3. 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。
 - 1) 有効得点（選手権として成立した当該クラスの競技会数の70%（小数点以下四捨五入））の範囲内で高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。

- 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち、高得点を得た回数の多い順に順位を認定する。
- 3) 上記2)の方法によっても結果が出ない場合には、高得点を得た時期が遅い順に順位を認定する。

第19条 得点基準

各選手権競技会の各クラスごとに競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

得点基準表：

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

第20条 賞の授与

日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権保持者として認定された者に対し、JAFは資格認定証およびJAFが別に定める「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第2章 参加に関する規定

第21条 参加申込みに関する規定

1. 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
2. 全日本選手権
 - 1) シードドライバー
 - (1) JAFは前年度の全日本選手権各クラスの上位6名を当該クラスの当該年度シードドライバーとして認定する。
 - (2) シードドライバーは参加を優先的に認められる。
 - 2) 同一車両による重複参加は、同一クラス内に限り2名まで認められる。
3. 地方選手権
 - 1) 同一車両による重複参加は2名まで認められる。
 - 2) 前年度の全日本選手権各クラスの上位1位までに認定されたシードドライバーは、地方選手権への参加は認められない。

第22条 参加申込者に対する参加拒否

組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。

第3章 競技会運営に関する規定

第23条 プラクティス（練習）

オーガナイザーがプラクティスを行う場合は、全参加者にそのスケジュールを公開すること。

第24条 ドライバー変更

ドライバー変更は認められない。

第25条 車両変更

1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2. 車両変更は同一クラスであること。
3. 車両変更申請は当該競技会の公式受付（参加確認受付）終了までとする。

第26条 ドライバーズブリーフィング

1. 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
2. ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含み欠席の場合は再ブリーフィングを受けなければならない。

第4章 競技に関する規定

第27条 公式予選

オーガナイザーは、選手権競技会に公式予選を設ける場合は、その実施方法について競技会特別規則に明記すること。

第28条 コースの慣熟

オーガナイザーは、発表したコースについて、参加者のための慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行うこと。

第29条 信号合図

選手権競技会で使用する信号合図は「スピード競技における旗信号に関する指導要項」に従うこと。特別な信号を使用する場合は競技会特別規則に明記すること。

第30条 順位の設定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする、もしくは、2ヒートの合計タイムを採用し最終の順位競技結果とすることとし、特別規則に明示すること。同タイムの場合は下記に従い順位を設定する。

1. 2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用する場合
 - 1) セカンドタイムの良好な者。
 - 2) 排気量の小さい順。
 - 3) 競技会審査委員会の決定による。
2. 2ヒートの合計タイムを採用する場合
 - 1) ベストタイムの良好な者。
 - 2) 排気量の小さい順。
 - 3) 競技会審査委員会の決定による。

第31条 競技会の成立、延期、中止、短縮

1. 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった

場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。

2. 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。
3. オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りでない。

第5章 一般規定

第32条 競技車両のパドック待機

1. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする（コースを走行中または走行のための移動を除く）。
2. パドック待機中の競技車両はタイヤ交換および空気圧調整、プラグ交換、Vベルト交換（調整）、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。

第33条 参加者（ドライバー）の遵守事項

1. 参加者は、当該選手権への参加に係わる全ての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
2. 参加者は、当該競技期間中、自己の車両が車両規定および安全規定に適合していることを保証すること。
3. 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取等を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。

第34条 保 険

オーガナイザーは保険（共済制度を含む）に関し、自動車競技の組織に関する規定第8条2. に定める措置をとること。

第35条 競技会特別規則

オーガナイザーは、J A F の承認を得て当該選手権競技会の特別規則を発行すること。

第 6 章 選手権規定の施行に関する規定

第 3 6 条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合には、J A F がその処置を決定する。

第 3 7 条 選手権規定の変更

J A F は年度途中においても本選手権規定を見直す場合がある。

第 3 8 条 本選手権規定の施行

本選手権規定は 2 0 2 4 年 1 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 条、第 6 条 3.、第 1 2 条 1. 2) (2)・c. および第 1 2 条 2. 2) (2)・c. については、2 0 2 3 年 6 月 1 日から施行する。

以上